

組合は「違法」「市民への裏切り」ではないことをご説明します。

「教職員の皆さんへ」なんで今出されたのか。

八王子市教育委員会から、11月10日付で、「教職員の皆さんへ」というお知らせがありました。

「職員団体の指令などにより上司の承認なく勤務しない等の行為は、違法であり公務員として許されない行為です。また、学校の正常な運営に支障をきたすものであり、児童・生徒、保護者及び市民の信頼を裏切るものであります」

これは、組合が、団体交渉権を行使しストライキを行うことをけん制する意味で出された文書なので、組合としてご説明します。

10日から11日は話し合いの山場。

賃金や労働時間、定年や休暇の制度などは「労働条件」といって、「使用者」と「労働者」が対等に話し合って決める、と労働基準法という法律で決められています。(資料Ⅰ)

刑事裁判に検察官と弁護人という立場があるように、労働条件も、両者が自分の立場を主張するのです。東京都では、使用者側代表として副知事さんと都庁人事局などの担当者、労働者側代表として「都労連」という組織の代表者が話し合います。「都労連」は、教員だけでなく、都にやとわれて働く様々な仕事、都庁や各地の都立の施設、都営交通や水道局、都立病院や保健所などの組合の代表で作っています。

この話し合いが、11月10日の夜から11日の明け方まで行われ、決着がつかなければストライキもあり得るのでこのお知らせが出されたわけです。

資料Ⅰ 労働基準法の主な内容

中学社会公民(教育出版)p142

労働条件	労働者と使用者が対等の立場で決める。
賃金	男女同一賃金の原則、最低賃金の保障。
解雇の予告	30日以上前に予告する。
労働時間	週40時間以内、1日8時間以内。
休日	毎週少なくとも1日の休日。
最低年齢	15歳未満の児童の雇用禁止。
産前産後(女性)	産前6週間、産後8週間の休業を保障。

ストライキには保護要員

わたしたちは、「学校の正常な運営に支障をきたすこと」はいたしません。

児童・生徒、保護者及び市民の信頼を裏切ることはいたしません。

教員のストライキは、単純に仕事をしないで職場を抜ければ、子どもを巻き込むことになります。実際は、私たちはそんなことはしません。授業も、その他の活動も、放置したりしません。きちんと行います。ストへの参加の意志表示は、署名で行います。参加者として報告もされ、賃金カットも受けます。しかし、子どもと教育活動を放り出すことはしません。これは、私たち都教組が編み出した「保護要員を置く」という闘い方です。当時は、都教組も日教組に入っていて、このことで、日教組本部と激しく対立しました。裏切りだ、「スト破りだ」というのです。

工場などのストライキは、生産を止めて使用者の利益を減らすことで有利な妥結を導こうとするものです。しかし、私たちのストライキはそうした効果を求めるものではなく、「団結の意志表示」です。だから、こうした戦い方も成り立つのです。日教組は「連合」の傘下に入ったので私たちは分かれ、「全教」「全労連」を作りました。東京から始まったこの「保護要員」という考え方は、「全教」「全労連」では常識になっています。

そもそも禁止するほうが憲法違反

労働者が使用者と「対等な関係」であるために、労働者は、労働組合を作り、ストライキを背景に使用者側と交渉する権利が憲法で認められています。(資料Ⅱ)

資料Ⅱ 労働者の権利

中学社会公民（教育出版）p61

労働者は、使用者から不利な労働条件を押しつけられることも少なくありません。そこで憲法は、労働者が団結して労働組合をつくり（団結権）、労働組合として会社側と対等に交渉し（団体交渉権）、要求を実現するためにストライキなどを行う団体行動権（争議権）を認めています（第28条）。このように、労働者自身が労働条件の改善を可能にする権利を、労働基本権（労働三権）といいます。労働基本権は、労働者の生活状況の改善にもつながるため、社会権を労働者自身が主体的に実現する重要な権利といえます。

一方、国家公務員法、地方公務員法などに、公務員の「争議行為」つまりストライキを禁止する規定があります。これは、1948年、当時日本の最高権力で憲法を超える存在だったGHQ最高司令官マッカーサーからの命令を法律にしたもので、アメリカの占領政策の転換に伴う、戦後の民主化から「逆コース」の表れです。(資料Ⅲ)

資料Ⅲ 公務員のストライキが禁止されたいきさつ

中学社会歴史（教育出版）p61

占領政策の転換

冷戦の緊張の高まりを背景に、連合国軍総司令部は、日本を非軍事化・民主化する方向から、中華人民共和国などのアジアの共産主義に対抗する勢力に育てる方向へと、日本の占領政策を転換させていきました。

1948年、官公庁の労働者の争議権が禁止され、1949年には、財政の引きしめや増税の政策がとられ、多くの中小企業が倒産しました。失業者が増大し、労働運動が高まるなか、総司令部と日本政府は、共産党の党员・支持者を官公庁や民間の職場から追放しました。一方で、大戦中に重要な地位にあった、旧軍人や政財界人の追放を解除し、公職への復帰を認めました。

しかし、日本国憲法は「最高法規」なので、公務員のストライキを禁止する法律よりも、憲法のほうが優先なのです。本当は、都の管理者側の人たちも、分かっているのです。「組合のやっていることは違法ですよ」というお知らせは、組合に対抗するために圧力をかける戦術です。

皆さんのため、子どもたちのために活動している組合＝都教組を、信頼してください。

今年も賃金やボーナス、定年制度などについて、決着がつきました。長年「違法」呼ばわりされながら皆さんの利益を守るために組合が活動して、その積み重ねで、賃金アップ、介護や子育てにかかわる様々な休暇の制度などが改善してきました。少人数学級や、特別支援など子どもたちのための教育の制度の改善も、私たちが運動してきたことです。「教職員が安心して働ける労働条件の改善」と、「子どもたちの豊かな成長を保障する教育条件の改善」両立を求めて活動しているのが私たち都教組です。信頼していただいて、間違いありません。ぜひ加入していただいて、共に頑張りましょう。